

二輪車定率割引 利用約款

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」といいます。）並びに宮城県道路公社が実施する二輪車定率割引（以下「本割引」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 3会社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに3会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 本割引は、ETC車載器を取り付け、ETC無線通信により通行が可能な道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条における小型自動車のうち二輪自動車又は軽自動車のうち二輪自動車（いずれも側車付二輪自動車含む。以下「二輪車」という。）を対象とします。

(実施期間等)

第4条 本割引の実施期間は、2025年4月5日から2025年11月30日までとします。ただし、第8条に規定する区間のうち、道央自動車道、札幌自動車道、後志自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の割引の実施期間については、2025年4月5日から2025年10月26日までとします。

2 実施期間のうち申込時に登録を行う利用日（0時から24時まで。ただし、利用日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から24時まで。以下同じです。）を利用可能期間とします。

3 利用可能期間以外の期間に通行した場合は、通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じです。）をお支払いいただきます。

- 4 各通行に係る通行日の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通過日時をもって行います（本線料金所が設置されている場合は本線料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。また、単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います）。

（申込方法等）

- 第5条 本割引は、本約款に定める事項を承諾のうえ、中日本高速道路株式会社（以下「受付会社」といいます。）のインターネットホームページにおいてご利用日の最初の出口インターチェンジ（出口に本線料金所が設置されている場合は本線料金所をいいます。また、単純支払方式の区間ではその通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所をいいます。以下同じです。）を通過する前までにお申し込みください。なお、お申し込み時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（ただし、既に会員登録済みの場合は不要です。）。
- 2 次の各号を満たさない場合は、本割引のお申し込みを無効とし、第8条に規定する区間を走行した場合においても、本割引の対象となりません。
- 一 本割引のご利用時に有効なETCカードを登録していること。
 - 二 二輪車の情報がセットアップされたETC車載器を登録していること。
 - 三 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 四 申込時に登録されたETCカードの名義が本割引申込者と同一であること。ただし、レンタカー店舗にてETCカードの貸与を受ける場合等については、この限りではありません。
- 3 3会社が発行するETCコーポレートカードでは本割引にお申し込みいただけません。
- 4 受付会社が実施する他の周遊割引（定額料金で指定区間を通行できる割引をいいます。以下同じです。）と利用可能期間が同一であるお申し込みはできません。他の周遊割引のお申し込みを希望する場合は、第12条に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない高速定額利用が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

（受付番号等）

- 第6条 受付会社は、本割引の受付を完了したときは、本割引の申込者に対し、登録されたメールアドレスに受付番号を通知します。
- 2 受付番号は、原則として再通知しません。ただし、申込者本人からの照会があり、3会社及び宮城県道路公社の定める確認方法により本人確認ができた場合にはこの限りではありません。
- 3 受付会社は、お申し込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときには、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメール（以下「予約完了メー

ル」といいます。)により申込者が登録したメールアドレスに通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって申込内容を有効とします。

- 4 ETCカードの利用の可否は発行カード会社又は6会社の定めによりますので、本約款に基づく本割引の受付は、お申し込みされたETCカードの高速道路における利用を保証するものではありません。

(受付内容の変更)

第7条 本割引の受付を完了した後は、次項に定める項目を除き、受付内容についての変更ができません。受付内容についての変更が必要な場合は、第12条に定める解約を行ったうえで、再度第5条に基づき申込手続を行ってください。

- 2 申込時に登録したETCカード及び車載器管理番号は、本割引の利用日の前日まで速旅会員専用マイページ (<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>) から変更することができます。

(割引対象区間)

第8条 本割引の対象は、別紙1の対象道路のうち1回の通行のキロ程が80キロメートルを超える区間(利用可能期間内において通行をされる場合に限り、回数に制限はありません。以下「対象通行」といいます。)とします。

- 2 申込者が3会社及び宮城県道路公社が実施する他の周遊割引のお申し込みし、他の周遊割引の利用可能期間が本割引の利用可能期間と同一の場合、他の周遊割引の割引対象区間のご通行は本割引の対象外となります。
- 3 対象道路を3会社及び宮城県道路公社が別に定める方法で連続して通行をされる場合は、一連の通行を1回の通行とみなし各々の対象道路のキロ程を合算し、(利用可能期間前日以前又は利用可能期間の翌々日以降に出口インターチェンジを通過する通行は除きます。以下「一連通行」といいます。)。一連通行となる通行は、別紙2のとおりです。なお、一連通行に係る通行日の判定は、最初の入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通過日時をもって行います。

(利用方法)

第9条 本割引の対象となる通行を行う場合は、申込時に登録したETC車載器を搭載した二輪車で通行してください。登録した二輪車以外の車両で通行した場合は、当該通行を行った車両に係る車種の料金をいただきます。

- 2 料金所においては、申込時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
- 3 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけなかった場合には、一般(有人)レーン(以下「一般レーン」といいます。)で通行券を受け取り、出口料金所

においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しのうえ、本割引の適用をお申し出ください。料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマート IC をご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。ETC専用入口をご利用の場合は『ETC/サポート』または『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。

- 4 出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しの上、本割引の適用をお申し出ください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマート IC をご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。ETC専用出口をご利用の場合は『ETC/サポート』または『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。

（料金及び請求）

第10条 本割引の申込者が、前条の利用方法により対象通行を行った場合には、別に定めるところにより二輪車定率割引を適用します。

- 2 料金所通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内並びに「ETC利用照会サービス」の料金表示は、ETC時間帯割引が適用される場合は、ETC時間帯割引適用後の料金となりますが、本割引の対象となる通行については請求時には本割引を適用した料金をいただきます。

- 3 申込者が3会社及び宮城県道路公社が実施する他の周遊割引のお申し込みをし、他の周遊割引の利用可能期間が本割引の利用可能期間と同一の場合、他の周遊割引を優先して割引を適用します。

- 4 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「ご利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本割引の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、本割引適用前の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金。）とします。そのため、未払債務の合計額が、本割引の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（適用対象外及び無効）

第11条 各通行が次の各号の一に該当するときは本割引の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 申込時に登録していただいたETCカード以外でご利用になったとき。
- 二 申込時に登録していただいた二輪車以外の車両でご利用になったとき。

- 三 利用可能期間以外の日に通じたとき。
 - 四 利用可能期間の翌日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき。
 - 五 対象通行以外の通行を行ったとき。
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本割引のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、3会社及び宮城県道路公社の供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行されたとき。
 - 二 申込時に登録していただいた1枚のETCカードを第4条第2項に規定する利用可能期間中に2台以上の車両に使用したとき（ただし、通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器を取り付けた車両でETC無線通信により通行する場合、又は3会社及び宮城県道路公社が承諾した場合を除きます。）。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本割引を利用されたとき。

（解約等）

第12条 本割引の申込者は、ご利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、申込時に登録を行う利用開始日の24時までに限ります。）に、受付会社インターネットホームページにおいて本割引を解約することができます。

（個人情報の保護）

第13条 本割引の申込者の個人情報は、3会社及び宮城県道路公社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

（免責事項）

第14条 3会社及び宮城県道路公社は、次の各号に掲げるときには、本割引の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 3会社及び宮城県道路公社の責めに帰することができない申込・登録事項の誤りにより、本割引の利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 3会社及び宮城県道路公社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本割引の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、3会社及び宮城県道路公社の責めに帰することができない事由により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

- 第15条 3会社及び宮城県道路公社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。
- 2 3会社及び宮城県道路公社は、前項の変更を行った場合、変更内容を受付会社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 3会社及び宮城県道路公社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

2025年3月25日 東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
宮城県道路公社

別紙1：対象道路（以下の道路のうち、NEXCO三社及び宮城県道路公社が管理する高速道路が対象）

路線 番号	道路名	路線 番号	道路名
E1	東名高速道路、名神高速道路	E1A	新東名高速道路、新名神高速道路、伊勢湾岸自動車道
E2	山陽自動車道、広島岩国道路	E2A	関門自動車道
E2A・E73 ・E74	中国自動車道	E3	九州自動車道
E3A	南九州自動車道(鹿児島道路、八代日奈久道路)	E4	東北自動車道
E4A	八戸自動車道、青森自動車道、百石道路	E5	道央自動車道
E5A	札幌自動車道、後志自動車道	E6	常磐自動車道、仙台東部道路、三陸自動車道、仙台北部道路
E7	日本海東北自動車道、秋田自動車道、秋田外環状道路、琴丘能代道路	E8	北陸自動車道
E9	京都縦貫自動車道、山陰自動車道、山陰自動車道(江津道路、安来道路)	E10	東九州自動車道(椎田道路、宇佐別府道路、延岡南道路)
E10・E78	東九州自動車道、宮崎自動車道	E11	高松自動車道
E11・E32	徳島自動車道	E11・E56	松山自動車道
E13	東北中央自動車道、米沢南陽道路、湯沢横手道路	E14	京葉道路、館山自動車道、富津館山道路
E17	関越自動車道	E18	上信越自動車道
E19	中央自動車道(小牧JCT～岡谷JCT)、長野自動車道	E20	中央自動車道(高井戸IC～岡谷JCT)
E23	東名阪自動車道、伊勢自動車道	E24	京奈和自動車道(京奈道路)
E25	西名阪自動車道	E26	近畿自動車道
E26・E42	阪和自動車道	E27	舞鶴若狭自動車道
E29	播磨自動車道	E31	広島呉道路

E32・E56	高知自動車道	E34	大分自動車道、長崎自動車道
E35	西九州自動車道(武雄佐世保道路、佐世保道路)	E38	道東自動車道
E41	東海北陸自動車道	E42	紀勢自動車道、湯浅御坊道路
E45	三陸自動車道 ※利府中IC～鳴瀬奥松島ICは宮城県道路公社が管理	E46	釜石自動車道、秋田自動車道
E48	仙台南部道路、山形自動車道	E49	磐越自動車道
E50	北関東自動車道、東水戸道路	E51	東関東自動車道
E52	新東名高速道路清水連絡路、中部横断自動車道	E54	松江自動車道
E55	徳島南部自動車道	E61	道東自動車道
E62	深川・留萌自動車道	E63	日高自動車道
E65	新空港自動車道	E67	中部縦貫自動車道(安房峠道路)
E68	中央自動車道(大月JCT～河口湖IC)、東富士五湖道路	E69	新東名高速道路引佐連絡路
E71	関西空港自動車道、関西国際空港連絡橋	E73	岡山自動車道、米子自動車道
E74	広島自動車道、浜田自動車道	E76	今治小松自動車道
E78	東九州自動車道(隼人道路)	E82	千葉東金道路
E84	新湘南バイパス(茅ヶ崎JCT～茅ヶ崎海岸IC)、西湘バイパス	E85	小田原厚木道路
E88	京滋バイパス	E89	第二京阪道路
E90	堺泉北道路	E91	南阪奈道路
E96	長崎バイパス	E97	日出バイパス
C3	東京外環自動車道	C4	首都圏中央連絡自動車道、新湘南バイパス
CA	東京湾アクアライン(※)、東京湾アクアライン連絡道	C2	名古屋第二環状自動車道
C3	東海環状自動車道		

※東京湾アクアラインは、二輪車定率割引の適用はしませんが、走行距離の判定には含みます。

別紙2 一連通行となる通行

① 入口から出口まで高速道路を流出することなく、対象道路を連続して走行する場合（本線料金所等を通過する場合を含みます）

② 特定のインターチェンジ等及び新直轄区間等を経由して対象道路を乗り継ぐ場合

対象道路	経由するインターチェンジ等		対象道路	
東北自動車道	福島大笹生IC (福島JCT料金所)	⇔	米沢北IC (米沢北本線料金所)	米沢南陽道路
山形自動車道 (村田JCT～月山IC)	月山IC (西川本線料金所)	⇔	湯殿山IC	山形自動車道 (湯殿山IC～鶴岡JCT)
中部横断自動車道	富沢IC (富沢料金所)	⇔	六郷IC (富士川本線料金所)	中部横断自動車道
安房峠道路	中ノ湯IC (平湯料金所)	⇔	松本IC (松本料金所)	中央自動車道
安房峠道路	平湯IC (平湯料金所)	⇔	飛騨清見IC (飛騨清見料金所)	東海北陸自動車道
東富士五湖道路	須走IC (須走料金所)	⇔	御殿場IC (御殿場料金所又は 御殿場東料金所)	東名高速道路
名二環	楠JCT (楠JCT第一料金所又は 楠JCT第二料金所)	⇔	小牧IC (小牧料金所)	東名高速道路・ 名神高速道路
名二環	清洲JCT (清洲JCT第一料金所又は 清洲JCT第二料金所)	⇔	一宮IC (一宮料金所)	名神高速道路
山陽自動車道	神戸西IC	⇒	鳴門IC (鳴門本線料金所)	高松自動車道
高松自動車道	鳴門IC	⇒	神戸西IC (神戸西本線料金所)	山陽自動車道
山陽自動車道	早島IC	⇒	坂出IC (坂出本線料金所)	高松自動車道
高松自動車道	坂出IC	⇒	早島IC (早島本線料金所)	山陽自動車道
山陽自動車道	尾道JCT (尾道本線料金所)	⇔	三次東JCT (三次東料金所)	中国自動車道
中国自動車道	三次東JCT (三次東料金所)	⇔	三刀屋木次IC (三刀屋木次料金所)	松江自動車道
山陽自動車道	広島東IC～宮島スマートIC (広島東料金所～ 宮島スマート料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路
広島自動車道	広島西風新都IC (広島西風新都料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路
広島岩国道路	廿日市IC (廿日市料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路

米子自動車道	米子IC (米子料金所)	⇔	米子西IC (安来本線料金所)	山陰自動車道 (安来道路)
山陰自動車道	松江玉造IC (松江玉造料金所)	⇔	東出雲IC (安来本線料金所)	山陰自動車道 (安来道路)
松山自動車道	大洲IC (大洲料金所)	⇔	大洲北只IC (大洲松尾料金所)	松山自動車道
九州自動車道	鹿児島IC (鹿児島本線料金所)	⇔	鹿児島西IC (松元本線料金所)	南九州自動車道 (鹿児島道路)
東九州自動車道	佐伯IC (佐伯料金所)	⇔	延岡南IC (門川本線料金所)	東九州自動車道 (延岡南道路)

- ③ 「高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験（一時退出）」の対象となる道の駅を経由して対象道路を乗り継ぎ、当該社会実験料金が適用される場合